②

令和８年

市議会１１月定例会議案

（その２）

静　岡　市

議　案　説　明

議案第２２４号　　令和８年度静岡市一般会計補正予算（第６号）

令和８年度静岡市一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、子育て支援の充実として、旧蒲原保健福祉センターを活用した常設の屋内遊び場の整備に要する経費のほか、地域経済の活性化として、耐震性がない一戸建て空き家の除却工事に対する補助事業に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、2,128,102 千円の増額となった。

追加の主なものは、生活保護費 958,647 千円、病院費 820,000 千円、健康対策費 319,000 千円などである。

これらの財源として、繰越金 1,494,294 千円、国庫支出金 718,265 千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、411,461,828 千円となる。

なお、継続費は、こどもの遊び場整備費の変更である。

繰越明許費は、道路自然災害防除事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、市単独道路舗装整備事業費等の追加である。

また、市債の補正は、多目的広場建設債の追加、グラウンドゴルフ場建設債等の変更である。

議案第２２５号　　令和８年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第１号）

令和８年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第１号）について、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、事業勘定において、繰越金の確定に伴い、予備費を増額するとともに、国民健康保険事業費納付金の減額に伴い、繰入金の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、国民健康保険標準システム運用管理業務経費の追加である。

議案第２２６号　　令和８年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第２号）

令和８年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第２号）について、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、諸支出金等を増額するとともに、総務費の増額に伴い、国庫支出金の増額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、介護保険システム標準化移行支援業務経費の追加である。

議案第２２７号　　令和８年度静岡市病院事業会計補正予算（第１号）

令和８年度静岡市病院事業会計補正予算（第１号）について、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、医業収益の減額をするとともに、医業外収益の増額を計上した。

議案第２２８号　　令和８年度静岡市水道事業会計補正予算（第４号）

令和８年度静岡市水道事業会計補正予算（第４号）について、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用の増額を計上した。

また、債務負担行為の補正は、配水管耐震化事業費の追加である。

議案第２２９号　　令和８年度静岡市下水道事業会計補正予算（第２号）

令和８年度静岡市下水道事業会計補正予算（第２号）について、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、債務負担行為の補正で、下水道管路施設耐震化事業費の追加である。

議案第２３０号　　静岡市清水庵原屋内運動場条例の制定について

ユニバーサルスポーツの振興、市民の健康の増進及び文化的な生活の向上に資する本施設を設置するにあたり、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３１号　　静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例の制定について

南アルプスユネスコエコパークの自然的価値を象徴するヤマトイワナの保全を通じて、その恵み豊かな自然を市民共有の財産として次世代に継承するにあたり、生息環境の保全に必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３２号　　静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

静岡市議会の議員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３３号　　静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３４号　　静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例及び静岡市市民文化会館条例の一部改正について

静岡市市民文化会館の料金体系及び利用料金について、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３５号　　静岡市民文化会館前駐車場条例の一部改正について

静岡市民文化会館前駐車場の利用料金について、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３６号　　静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する児童対象性暴力等を防止する措置等について規定を設けるなど、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３７号　　静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の全部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する児童対象性暴力等を防止する措置等について規定を設けるなど、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３８号　　静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する児童対象性暴力等を防止する措置等について規定を設けるなど、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２３９号　　静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する児童対象性暴力等を防止する措置等について規定を設けるなど、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４０号　　静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する児童対象性暴力等を防止する措置等について規定を設けるなど、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４１号　　静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する児童対象性暴力等を防止する措置等について規定を設けるなど、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４２号　　静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する児童対象性暴力等を防止する措置等について規定を設けるなど、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４３号　　静岡市都市公園条例の一部改正について

駿府城公園東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室の休場日を変更するため、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４４号　　損害賠償請求訴訟事件に係る和解について

本市が市管理の水路に転落した被害者から提訴された令和７年（ワ）第８２９号損害賠償請求事件について和解するもので、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４５号　　工事請負契約の締結について

由比地区小中一貫校南校舎大規模改修・構造保全工事を実施するために、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４６号　　市道路線の変更について

路線の整備に伴い、八幡本町四丁目有東線を変更するもので、道路法第１０条第３項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４７号　　市道路線の認定について

路線の整備に伴い、宮川６号線を認定するもので、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４８号　　静岡地方税滞納整理機構規約の変更に係る協議について

地方税法の改正に伴い、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するもので、地方自治法第２９１条の１１の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２４９号　　地方独立行政法人静岡市立静岡病院第４期中期目標の策定について

地方独立行政法人法に基づき、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるもので、地方独立行政法人法第２５条第３項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第２５０号　　当せん金付証票の発売について

令和９年度の当せん金付証票の発売金額の範囲について、当せん金付証票法第４条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

目　　次

議案番号	件　　目	頁
議案第　２２４　号	令和８年度静岡市一般会計補正予算（第６号）	１０
議案第　２２５　号	令和８年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第１号）	２１
議案第　２２６　号	令和８年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第２号）	２４
議案第　２２７　号	令和８年度静岡市病院事業会計補正予算（第１号）	２７
議案第　２２８　号	令和８年度静岡市水道事業会計補正予算（第４号）	２８
議案第　２２９　号	令和８年度静岡市下水道事業会計補正予算（第２号）	２９
議案第　２３０　号	静岡市清水庵原屋内運動場条例の制定について	３０
議案第　２３１　号	静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例の制定について	３７
議案第　２３２　号	静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	４２
議案第　２３３　号	静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	４３
議案第　２３４　号	静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例及び静岡市市民文化会館条例の一部改正について	４４
議案第　２３５　号	静岡市民文化会館前駐車場条例の一部改正について	５０
議案第　２３６　号	静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	５１
議案第　２３７　号	静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の全部改正について	５２
議案第　２３８　号	静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	５４
議案第　２３９　号	静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	５５
議案第　２４０　号	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	５６
議案第　２４１　号	静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	５７

議案第　２４２　号	静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	５８
議案第　２４３　号	静岡市都市公園条例の一部改正について	５９
議案第　２４４　号	損害賠償請求訴訟事件に係る和解について	６０
議案第　２４５　号	工事請負契約の締結について	６１
議案第　２４６　号	市道路線の変更について	６２
議案第　２４７　号	市道路線の認定について	６３
議案第　２４８　号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更に係る協議について	６４
議案第　２４９　号	地方独立行政法人静岡市立静岡病院第４期中期目標の策定について	６５
議案第　２５０　号	当せん金付証票の発売について	７２

議案第２２４号

令和８年度静岡市一般会計補正予算（第６号）

令和８年度静岡市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１２８，１０２千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４１１，４６１，８２８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の追加は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第５条　市債の追加及び変更は、「第５表　市債補正」による。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

△印は減

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		77,930,365	718,265	78,648,630
	1 国庫負担金	61,362,191	718,985	62,081,176
	2 国庫補助金	16,333,512	△720	16,332,792
18 県支出金		24,512,679	6,643	24,519,322
	2 県補助金	6,034,445	6,643	6,041,088
21 繰入金		13,001,402	△55,100	12,946,302
	1 基金繰入金	12,147,957	△55,100	12,092,857
22 繰越金		2,544,234	1,494,294	4,038,528
	1 繰越金	2,544,234	1,494,294	4,038,528
23 諸収入		10,771,927	△74,100	10,697,827
	4 受託事業収入	3,589,794	△89,100	3,500,694
	6 雑入	4,762,575	15,000	4,777,575
24 市債		32,229,700	38,100	32,267,800
	1 市債	32,229,700	38,100	32,267,800
歳　入　合　計		409,333,726	2,128,102	411,461,828

歳　　出

△印は減

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		1,021,222	1,982	1,023,204
	1 議会費	1,021,222	1,982	1,023,204
2 総務費		45,498,436	△87,215	45,411,221
	1 総務管理費	27,448,563	194	27,448,757
	2 企画費	13,268,907	△87,450	13,181,457
	8 監査委員費	124,407	41	124,448
3 民生費		140,120,083	930,119	141,050,202
	1 社会福祉費	33,460,626	9,272	33,469,898
	2 児童福祉費	68,419,084	△37,800	68,381,284
	3 生活保護費	16,647,965	958,647	17,606,612
4 衛生費		42,978,657	1,139,965	44,118,622
	1 保健衛生費	7,226,351	965	7,227,316
	3 健康対策費	4,510,120	319,000	4,829,120
	7 病院費	5,614,385	820,000	6,434,385
8 土木費		46,724,009	43,200	46,767,209
	5 住宅費	4,263,329	43,200	4,306,529
10 教育費		55,830,305	51	55,830,356
	1 教育総務費	6,022,510	51	6,022,561
14 予備費		500,000	100,000	600,000
	1 予備費	500,000	100,000	600,000
歳　出　合　計		409,333,726	2,128,102	411,461,828

第２表　継続費補正

（変　更）

款	項	事　業　名	区　分	総　　額	年　　度	年 割 額
				千円		千円
3　民　生　費	2 児童福祉費	こどもの遊び場整備費	変更前	500,000	令和　８　年度	50,000
					令和　９　年度	450,000
			変更後	600,000	令和　８　年度	12,200
					令和　９　年度	185,358
					令和１０年度	402,442

第３表　繰越明許費

（追　加）

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	葵区魅力づくり・地域課題解決支援事業	2,235
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路自然災害防除事業費（市単）（（県）静岡焼津線）	90,000
		道路附属施設更新事業費（緊防）（（主）山脇大谷線）	40,000
		道路改良事業費（道交）（羽衣海岸線）	41,440
		橋りょう整備事業費（公共）（（県）静岡焼津線）	65,000
		橋りょう整備事業費（市単）（（県）静岡焼津線）	1,000
	4 都市計画費	街路整備事業費（防安交）（日出町高松線）	35,000
		公園整備事業費（防安交）（日本平公園）	53,865
10 教育費	5 社会教育費	駿府城跡天守台野外展示施設建設事業費	46,670
	6 保健体育費	多目的広場建設事業費	268,000

（変　更）

款	項	事　業　名	金　額	
			補正前	補正後
			千円	千円
8 土　木　費	2 道　路 橋りょう費	道路改良事業費（市単） （羽衣海岸線外２）	85,240	93,800
	3 河　川　費	河川改修事業費（市単） （（準）原田川外２）	75,000	115,000
	4 都市計画費	街路整備事業費（市単） （日出町高松線外１）	40	25,040

第４表　　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
放置自転車等対策業務経費	自令和９年度 至令和１１年度	156,000千円 令和８年度に放置自転車等対策業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度以降３年間で支払う。
２０２６年カンヌ花火芸術祭最高賞受賞者招へい負担金	令和９年度	11,700千円 令和８年度にカンヌ花火芸術祭入賞者招致に係る契約を締結し、その金額の一部を令和９年度に支払う。
長沼遺跡発掘調査業務経費	自令和９年度 至令和１０年度	120,000千円 令和８年度に長沼遺跡発掘調査業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度以降２年間で支払う。
就労困難者支援業務経費	令和９年度	43,000千円 令和８年度に就労困難者支援業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
医療的ケア児等支援センター運営費	令和９年度	23,600千円 令和８年度に医療的ケア児等支援センター運営業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
模型文化発信施設建設候補地地質調査業務経費	令和９年度	14,850千円 令和８年度に模型文化発信施設建設候補地地質調査業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
市単独道路舗装整備事業費	令和９年度	365,000千円 令和８年度に市単独道路舗装整備工事請負契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。

市単独道路附属施設更新事業費	令和９年度	20,000千円 令和８年度に市単独道路附属施設更新工事請負契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
主要地方道井川湖御幸線（福田ケ谷）道路改良事業費	令和９年度	70,000千円 令和８年度に主要地方道井川湖御幸線（福田ケ谷）道路改良工事請負契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
交通安全施設整備事業費	令和９年度	33,000千円 令和８年度に交通安全施設整備工事請負契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
橋りょう点検業務経費	令和９年度	150,000千円 令和８年度に橋りょう点検業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
橋りょう点検業務経費（跨線橋）	自令和９年度 至令和１０年度	178,000千円 令和８年度に橋りょう点検業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度以降２年間で支払う。
橋りょう点検保安業務経費	令和９年度	12,000千円 令和８年度に橋りょう点検保安業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
市単独河川改修事業費	令和９年度	70,000千円 令和８年度に市単独河川改修工事請負契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
日出町高松線街路整備事業費	令和９年度	165,000千円 令和８年度に日出町高松線街路整備工事請負契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。

清水日本平運動公園球技場観客席改修事業費	令和９年度	220,000千円 令和８年度に清水日本平運動公園球技場観客席修繕契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。
清水日本平運動公園球技場更衣室等改修事業費	令和９年度	114,400千円 令和８年度に清水日本平運動公園球技場更衣室等修繕契約を締結し、その金額を令和９年度に支払う。

第５表　　市債補正

（追　加）

起　債　の　目　的	限　　度　　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
	千円			
多目的広場建設事業	268,000	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 （他の地方公共団体との共同発行を含む。） 3 借入時期 令和８年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	７％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

（変　更）

△印は減

起　債　の　目　的	限　　度　　額		
	補正前の額	補　正　額	補正後の額
		千円	千円
こどもの遊び場整備事業	25,700	△ 17,000	8,700
グラウンドゴルフ場建設事業	212,900	△ 212,900	0

議案第２２５号

令和８年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第１号）

令和８年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３３１，９１３千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８，５３６，３１３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

第１表　　歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳　　入

△印は減

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
8 繰入金		6,862,120	△1,891	6,860,229
	2 基金繰入金	1,125,620	△1,891	1,123,729
9 繰越金		1	1,333,804	1,333,805
	1 繰越金	1	1,333,804	1,333,805
歳　入　合　計		67,204,400	1,331,913	68,536,313

歳　　出

△印は減

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 国民健康保険事業費納付金		18,950,310	△1,891	18,948,419
	1 医療給付費分	12,926,819	△105,318	12,821,501
	2 後期高齢者支援金等分	4,232,666	56,040	4,288,706
	3 介護納付金分	1,396,354	13,335	1,409,689
	4 子ども・子育て支援納付金分	394,471	34,052	428,523
9 予備費		1	1,333,804	1,333,805
	1 予備費	1	1,333,804	1,333,805
歳　出　合　計		67,204,400	1,331,913	68,536,313

第２表　　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
国民健康保険標準システム運用管理業務経費	自令和９年度 至令和１０年度	330,000千円 令和８年度に国民健康保険標準システム運用管理業務委託契約を締結し、その金額を令和９年度以降２年間で支払う。

議案第２２６号

令和８年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第２号）

令和８年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２４６，９８２千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７９，１１０，６４２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

△印は減

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		17,933,650	19,800	17,953,450
	2 国庫補助金	4,401,804	19,800	4,421,604
7 繰越金		172,000	227,182	399,182
	1 繰越金	172,000	227,182	399,182
歳　入　合　計		78,863,660	246,982	79,110,642

歳　　出

△印は減

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,647,011	19,800	1,666,811
	1 総務管理費	1,286,107	19,800	1,305,907
4 基金積立金		15,330	14,738	30,068
	1 基金積立金	15,330	14,738	30,068
6 諸支出金		476,845	212,444	689,289
	1 償還金及び還付加算金	171,000	212,444	383,444
歳　出　合　計		78,863,660	246,982	79,110,642

第２表　　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
介護保険システム標準化移行支援業務経費	自令和９年度 至令和１１年度	220,000千円 令和８年度に介護保険システム標準化移行支援業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和９年度以降３年間で支払う。

議案第２２７号

令和８年度静岡市病院事業会計補正予算（第１号）

△印は減

第１条　令和８年度病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のように改める。

			（補正前）	（補正後）
(2)　患者数　年間延患者数		入　院	93,842 人	85,501 人
		外　来	140,937 人	123,653 人
	１日平均患者数	入　院	257 人	234 人
		外　来	578 人	507 人

第３条　予算第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決額）	（補正額）	（計）
収　　入			
第１款　病院事業収益	11,546,900 千円	0 千円	11,546,900 千円
第１項　医　業　収　益	8,802,418 千円	△820,000 千円	7,982,418 千円
第２項　医 業 外 収 益	2,744,482 千円	820,000 千円	3,564,482 千円

第４条　予算第９条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

（既決額）	（補正額）	（計）
1,300,000 千円	820,000 千円	2,120,000 千円

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

議案第２２８号

令和８年度静岡市水道事業会計補正予算（第４号）

△印は減

第１条　令和８年度水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度静岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既 決 額）	（補 正 額）	（　計　）
支　　出			
第１款　水道事業費用	11,126,569千円	51千円	11,126,620千円
第１項　営業費用	10,448,030千円	51千円	10,448,081千円

第３条　予算第５条の表中

「

駿河区宮川・水上外配水管整備事業費	令和９年度	696,000 千円

」を

「

駿河区宮川・水上外配水管整備事業費	令和９年度	696,000 千円
配水管耐震化事業費	令和９年度	435,800 千円

」に

改める。

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既 決 額）	（補 正 額）	（　計　）
(1)　職員給与費	1,581,386千円	51千円	1,581,437千円

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

議案第２２９号

令和８年度静岡市下水道事業会計補正予算（第２号）

第１条　令和８年度下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度静岡市下水道事業会計予算第５条の表中

「

高松処理区外下水道管路施設改築事業費	令和９年度	500,000 千円

」を

「

高松処理区外下水道管路施設改築事業費	令和９年度	500,000 千円
下水道管路施設耐震化事業費	令和９年度	426,000 千円

」に

改める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

議案第２３０号

静岡市清水庵原屋内運動場条例の制定について

静岡市清水庵原屋内運動場条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市清水庵原屋内運動場条例

（設置）

第１条　静岡市は、年齢、性別、障害の有無、国籍、競技レベル等にかかわらず、誰もがともに楽しめるスポーツ（以下「ユニバーサルスポーツ」という。）を通じた交流の場を提供することにより、ユニバーサルスポーツの振興並びに市民の健康の増進及び文化的な生活の向上に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市清水庵原屋内運動場	静岡市清水区庵原町3000番地

（事業）

第２条　静岡市清水庵原屋内運動場（以下「運動場」という。）は、次に掲げる事業を行う。

（１）ユニバーサルスポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。

（２）ユニバーサルスポーツ教室等の企画・運営に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

（開場時間）

第３条　運動場の開場時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、第12条第１項の規定による指定を受けて運動場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休場日）

第４条　運動場の休場日は、12月28日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

（利用の許可）

第５条　運動場のうち別表に掲げるもの（以下「利用許可施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

３　第１項の許可の申請は、規則で定める期間（以下「一般受付期間」という。）内にしなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、大会その他の催しのために利用許可施設を利用しようとする者から、一般受付期間の開始前に申請があったときは、当該申請に係る第１項の許可（以下「先行許可」という。）をすることができる。

５　指定管理者は、先行許可をするときは、一般受付期間内に申請をする者の利用の機会を著しく損なわない範囲内で行うものとする。

（利用の不許可）

第６条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可施設の利用を許可しないことができる。

（１）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）運動場の管理及び運営上支障があると認めるとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

（利用料金）

第７条　第５条第１項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第12条第２項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

（利用の目的の変更等の禁止）

第８条　利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第９条　指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可施設の利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

（１）利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）利用者が、第５条第２項の条件に違反したとき。

（３）第６条各号に掲げる事由が生じたとき。

（４）利用者が、偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

（原状回復の義務）

第10条　利用者は、利用許可施設の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を制限されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第11条　運動場の施設、附帯設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第12条　運動場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

２　市長は、指定管理者に利用許可施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

３　利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

４　指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

５　指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者の指定の申請）

第13条　指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第14条　市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

（１）事業計画が運動場の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。

（２）事業計画が運動場の効果的な管理を実現するものであること。

（３）事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。

（４）管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第15条　市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第16条　指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）第２条に掲げる事業の実施に関すること。

（２）利用許可施設の利用の許可に関すること。

（３）運動場の施設及び設備の維持管理に関すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

（指定管理者の原状回復の義務）

第17条　指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の運動場の管理に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

３　施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、第５条、第７条及び第12条の規定の例により、利用許可施設の利用に係る許可の手続並びに利用料金の設定及び収受その他の行為を行うことができる。

別表（第５条、第12条関係）

１　運動場の利用料金の限度額

利用区分＼時間区分		午前	午後１	午後２	夜間
		午前９時から正午まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで
全区画	一般	6,000円	4,000円	4,000円	6,000円

	生徒等及び70歳以上の者	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円
区画１	一般	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円
	生徒等及び70歳以上の者	1,200円	800円	800円	1,200円
区画２	一般	1,800円	1,200円	1,200円	1,800円
	生徒等及び70歳以上の者	900円	600円	600円	900円
区画３	一般	900円	600円	600円	900円
	生徒等及び70歳以上の者	600円	400円	400円	600円
区画４	一般	900円	600円	600円	900円
	生徒等及び70歳以上の者	600円	400円	400円	600円

備考

１　「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

（１）高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

（２）幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

２　「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、３歳未満の者を除く。

３　２以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。

４　利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後１時までの時間又は午後５時から午後６時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、正午から午後１時までの時間にあってはこの表の午前の区分における金額の３分の１に相当する額と、午後５時から午後６時までの時間にあってはこの表の午後２の区分の金額の２分の１に相当する額とする。

５　第３条ただし書の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、１時間（１時間に満たないときは、１時間とみなす。）につき、午前６時から午前９時までにあってはこの表の午前の区分における金額の３分の１に相当する額と、午後９時から翌日の午前６時までにあってはこの表の夜間の区分における金額の３分の１に相当する額とする。

6　利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額とする。

（1）営利を目的とせず、かつ、公益を目的として利用する場合　この表による金額の３倍の額

（2）（1）以外の場合　この表による金額の15倍の額

7　次に掲げる場合の利用料金の限度額は、この表による金額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

（1）第４条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合　２割

（2）第５条第４項の先行許可を受けて利用する場合　２割

（3）第４条ただし書の規定により休場日を変更した日に第５条第４項の先行許可を受けて利用する場合　４割

8　利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

9　特殊の電気設備を使用したときの電気料は、別に実費を徴収する。

10　利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2　附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額
フットサルゴール	１組　１回につき	200円
ブラインドサッカーフェンス	１台　１回につき	100円
ボッチャ用具	一式　１回につき	100円
防球ネット	１台　１回につき	100円
ティーネット	１台　１回につき	100円
ピッチャーネット	１台　１回につき	100円
ピッチングマシン前ネット	１台　１回につき	50円
投手用マット	１枚　１回につき	100円

備考

1　一式の内訳は、市長が別に定める。

2　この表に掲げる附帯設備以外の附帯設備の利用料金の限度額は、類似する附帯設備の利用料金の限度額に準じて算定した額とする。

3　運動場の利用許可を受けた１日の連続した時間区分における利用を「１回」とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

議案第２３１号

静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例の制定について

静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例

静岡市は、ユネスコエコパークに認められた南アルプスの豊かな自然を有し、この貴重な自然を将来にわたって保全していくことにより、人と自然が共生する地域の実現を目指している。

間ノ岳を水源とする大井川の上流域は、ヤマトイワナの数少ない生息地となっている。ヤマトイワナは、氷期から冷涼な源流域に生き続けてきた希少な魚類であり、その生息は、南アルプスの源流生態系が健全に保たれていることを示すものとして、ユネスコエコパークの自然的価値を象徴する存在である。

しかし、大井川上流域においてヤマトイワナの近縁亜種であるニッコウイワナの放流が繰り返された結果、両者の交雑が進み、大井川上流域のヤマトイワナの生息域及び生息数は減少している。

地域固有の系統は、一度失われれば回復が困難である。その保全を確かなものとするために、生息環境の保全に必要な事項を定め、市、市民、土地所有者等及び関係者が共働して保全に取り組む必要がある。

ここに、南アルプスユネスコエコパークの自然的価値を象徴するヤマトイワナの保全を通じて、その恵み豊かな自然を市民共有の財産として次世代に継承するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、南アルプスユネスコエコパーク静岡市域におけるヤマトイワナ及びその生息環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民、土地所有者等及び関係事業者が共働して保全に取り組むことにより、南アルプスユネスコエコパークの豊かな自然を象徴する遺存種であるヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として、次世代に継承することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）ヤマトイワナ　市の区域内の大井川水系に生息するイワナ属の魚類のうち、ニッコウイワナその他のイワナ属の魚類との交雑が生じていないもの（その卵を含む。）をいう。

（2）関係事業者　その事業活動がヤマトイワナの生息若しくはその生息環境に影響を及ぼすおそれのある者又はヤマトイワナの保全に資する事業活動を行う者をいう。

（3）土地所有者等　保全区域及び保全区域に隣接する土地の所有者及び占有者（当該土地について正当な権原を有する者に限る。）をいう。

（市の責務）

第３条　市は、第１条の目的を達成するため、ヤマトイワナの生息状況を把握するとともに、ヤマトイワナの保全に関する啓発、生息状況の調査その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、ヤマトイワナの保全の重要性について理解を深めるとともに、市が実施するヤマトイワナの保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　市民は、ヤマトイワナの生息に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第５条　土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、ヤマトイワナの生息環境の保全に留意しなければならない。

（関係事業者の責務）

第６条　関係事業者は、市が実施するヤマトイワナの保全に関する取組に協力するものとする。

（保全区域の指定）

第７条　市長は、ヤマトイワナの保全のために必要があるときは、ヤマトイワナの分布、生態その他の生息の状況を勘案して、その生息地及びこれと一体的にその保全を図る必要があると認める区域を、保全区域として指定することができる。

２　市長は、前項の規定により保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該保全区域に係る土地の所有者等の同意を得なければならない。

３　市長は、保全区域を指定したときは、その旨及び保全区域の範囲を告示しなければならない。

４　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保全区域の指定を解除しなければならない。

（1）土地所有者等が正当な理由により指定の解除を求めたとき。

（2）保全区域に係るヤマトイワナの生息の状況の変化その他の事情により指定の必要がなく

なったとき。

5　市長は、前項の規定により保全区域の指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

（行為の禁止）

第８条　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）保全区域に立ち入ること。ただし、次条第１項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をするために立ち入る場合は、この限りでない。

（2）保全区域を汚損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。

（3）ヤマトイワナ以外の動植物（卵、種子及びこれらに類するものを含む。）を保全区域内に放流し、又は移植すること。

（行為の制限）

第９条　保全区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（1）養殖されたヤマトイワナを保全区域内に放流すること。

（2）ヤマトイワナを捕獲し、又は殺傷すること。

（3）動植物、地質その他の自然環境を実地に調査すること。

2　市長は、学術研究の目的で行う場合、その他、条例の目的を達成するため、市長が必要と認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3　市長は、第１項の許可に際し、ヤマトイワナの保全のため必要な条件を付することができる。

4　市長は、偽りその他不正な手段により第１項の許可を受けた者又は前項の規定により付された条件に違反した者に対し、当該許可を取り消すことができる。

（適用除外等）

第10条　第８条及び前条第１項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

（1）土地所有者等が、自己が所有し、又は占有する土地を管理するために保全区域に立ち入る行為

（2）非常災害に対する必要な応急措置としてする行為

（3）国又は地方公共団体がその事務又は事業の遂行のためにする保全区域への立入りその他規則で定める行為

（4）漁業法（昭和24年法律第267号）その他の法令の規定に基づき適法に行われる行為

2　国又は地方公共団体は、保全区域において前条第１項各号に掲げる行為に該当する行為を

しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

（勧告）

第11条　市長は、第８条又は第９条第１項の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

（命令）

第12条　市長は、前条の規定による勧告を受けた違反者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

（調査等）

第13条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、違反者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその職員をして保全区域に立ち入らせ、違反に係る事実を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により保全区域に立ち入り、違反に係る事実を調査し、又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入り及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第14条　市長は、第12条の規定による命令を受けた違反者が当該命令に従わないとき、又は違反者が前条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その事実を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第８号）第３章第３節の規定の例により、当該公表の対象となる者に対し、意見陳述のための手続を取らなければならない。

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

（１）第８条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

（２）第９条第１項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

（３）偽りその他不正な手段により第９条第１項の許可を受けた者

（４）第９条第３項の規定により付された条件に違反した者

（５）第12条の規定による命令に違反した者

（６）正当な理由なく、第13条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第２３２号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第２条　静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第６条第２項の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正前の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和８年12月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第２３３号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第２条　静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後の静岡市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第２項の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正前の静岡市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和８年12月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第２３４号

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例及び静岡市市民文化会館条例の一部改正について

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例及び静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例及び静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例

（静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例の一部改正）

第１条　静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例（令和８年静岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１ホールの利用料金の限度額の表備考７の改正規定を削る。

別表第１の２会議室・展示室等の利用料金の限度額の表の題名、同表及び同表備考４の改正規定を削る。

別表第２の１ホール等の利用料金の限度額の表の改正規定を削る。

（静岡市市民文化会館条例の一部改正）

第２条　静岡市市民文化会館条例（平成15年静岡市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第９条の見出し中「利用目的」を「利用の目的」に改める。

附則第３項を削る。

別表第１の１ホールの利用料金の限度額の表を次のように改める。

１　ホール等の利用料金の限度額

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前９時から正午まで	午後１時から午後４時	午後５時30分から午後	午前９時から午後９時

			30分まで	９時30分まで	30分まで
大ホール		62,300円	72,700円	83,100円	218,100円
大ホール大楽屋（１室につき）		1,600円	1,800円	2,100円	5,500円
大ホール中楽屋（１室につき）		1,000円	1,100円	1,300円	3,400円
大ホール個室楽屋（１室につき）		1,000円	1,200円	1,400円	3,600円
中ホール		35,500円	41,400円	47,400円	124,300円
中ホール大楽屋（１室につき）		1,600円	1,800円	2,100円	5,500円
中ホール中楽屋（１室につき）		1,000円	1,100円	1,300円	3,400円
中ホール個室楽屋（１室につき）		1,000円	1,200円	1,400円	3,600円
マルチスペース		16,500円	19,200円	22,000円	57,700円
第１会議室		4,000円	4,700円	5,400円	14,100円
第２会議室及び第３会議室		2,500円	3,000円	3,400円	8,900円
Ａ展示室	全面使用	6,900円	8,100円	9,300円	24,300円
	分割使用（１／４面につき）	1,700円	2,000円	2,300円	6,000円
Ｂ展示室	全面使用	6,600円	7,700円	8,800円	23,100円
	分割使用（１／４面につき）	1,700円	1,900円	2,200円	5,800円
Ｃ展示室	全面使用	6,200円	7,200円	8,200円	21,600円
	分割使用	2,100円	2,400円	2,700円	7,200円

	（１／３面につき）				
リハーサル室		2,900円	3,400円	3,900円	10,200円
練習室１及び練習室２		2,200円	2,500円	2,900円	7,600円

備考

１　午前及び午後の区分を連続して利用する場合は、午前９時から午後４時30分までの利用時間、午後及び夜間の区分を連続して利用する場合は、午後１時から午後９時30分までの利用時間とし、その利用料金の限度額は、各時間帯の金額の合計額とする。

２　日曜日、土曜日及び休日における大ホール、中ホール、マルチスペース及び展示室に係る利用料金の限度額は、この表に掲げる金額に、当該額の25パーセントに相当する額を加えて得た額とする。

３　利用者が入場料等を徴収する場合の大ホール及び中ホールに係る利用料金の限度額は、この表に掲げる金額に、次に掲げる入場料等の入場者１人当たりの徴収額の最高額の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を加えて得た額とする。

（１）1,000円を超え3,300円以下のとき　この表に掲げる額の100パーセントに相当する額

（２）3,300円を超え5,500円以下のとき　この表に掲げる額の150パーセントに相当する額

（３）5,500円を超え8,800円以下のとき　この表に掲げる額の200パーセントに相当する額

（４）8,800円を超えるとき　この表に掲げる額の250パーセントに相当する額

４　利用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって、無料で入場させ、又は1,000円以下の入場料等を徴収して入場させる場合の大ホール及び中ホールに係る利用料金の限度額は、この表に掲げる金額に、当該額の100パーセントに相当する額を加えて得た額とする。

５　利用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって利用する場合又は入場料等を徴収して入場させる場合のマルチスペース、会議室、展示室、リハーサル室及び練習室に係る利用料金の限度額は、この表に掲げる金額に、当該額の100パーセントに相当する額を加えて得た額とする。

６　練習、準備及び片付けのために大ホール、中ホール、マルチスペース及び展示室を利用する場合の利用料金の限度額は、この表に掲げる金額の60パーセントに相当する

額とする。

7　利用許可時間を延長する場合の当該延長した時間に係る利用料金の限度額は、次に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

（1）午前７時30分から午前９時まで　30分（30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。以下同じ。）につきこの表の午前の区分における金額の15パーセントに相当する額

（2）正午から午後１時まで　30分につきこの表の午前の区分における金額の15パーセントに相当する額

（3）午後４時30分から午後５時30分まで　30分につきこの表の午後の区分における金額の15パーセントに相当する額

（4）午後９時30分から午後11時30分まで　30分につきこの表の夜間の区分における金額の15パーセントに相当する額

（5）午後11時30分から翌日の午前７時30分まで　60分（60分未満の端数があるときは、これを60分とみなす。）につき、この表の夜間の区分における金額の30パーセントに相当する額

8　利用料金の限度額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第１の２会議室・展示室等の利用料金の限度額の表を削る。

別表第１の３附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2　附属設備及び備品の利用料金の限度額

区分	金額（１回につき）
舞台設備	11,000円
照明設備	2,200円
音響設備	3,300円
映写設備	3,300円
楽器（グランドピアノ）	15,400円
楽器（その他）	2,200円
インターネット配信用機材	3,300円
一般備品	550円

別表第２の１ホール等の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

１　ホール等の利用料金の限度額

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前９時から正午まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで
大ホール		47,500円	55,500円	63,400円	166,400円
大ホール大楽屋（１室につき）		1,250円	1,560円	2,080円	4,890円
大ホール中楽屋（１室につき）		800円	900円	1,000円	2,700円
大ホール個室楽屋（１室につき）		1,000円	1,200円	1,400円	3,600円
小ホール		13,600円	15,900円	18,200円	47,700円
小ホール中楽屋		800円	900円	1,000円	2,700円
小ホール個室楽屋		1,000円	1,200円	1,400円	3,600円
ギャラリー	全面使用	10,600円	12,400円	14,200円	37,200円
	分割使用（１／４面につき）	2,700円	3,100円	3,500円	9,300円
リハーサル室		4,500円	5,300円	6,100円	15,900円
練習室（１室につき）		2,200円	2,500円	2,900円	7,600円

別表第２の１ホール等の利用料金の限度額の表備考１中「午前・午後利用」を「午前及び午後の区分を連続して利用する場合」に、「、午後・夜間利用」を「の利用時間、午後及び夜間の区分を連続して利用する場合」に、「の時間」を「の利用時間」に改め、同表備考２中「休日の」を「休日における」に改め、同表備考３（１）を削り、同３（２）中「1,100円」を「1,000円」に改め、同３（２）を同３（１）とし、同３（３）中「175パーセント」を「150パーセント」に改め、同３（３）を同３（２）とし、同３（４）中「超えるとき」を「超え8,800円以

下のとき」に、「250パーセント」を「200パーセント」に改め、同３（４）を同３（３）とし、同３（３）の次に次のように加える。

（４）8,800円を超えるとき　この表に掲げる額の250パーセントに相当する額

別表第２の１ホール等の利用料金の限度額の表備考４中「無料で」を「、無料で入場させ、又は1,000円以下の入場料等を徴収して」に改める。

別表第２の２附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

２　附属設備及び備品の利用料金の限度額

区分	金額（１回につき）
舞台設備	11,000円
照明設備	2,200円
音響設備	3,300円
映写設備	8,800円
楽器（グランドピアノ）	15,400円
楽器（その他）	2,200円
インターネット配信用機材	3,300円
一般備品	550円

附　則

（施行期日）

１　この条例中第１条の規定及び附則第３項の規定は公布の日から、第２条の規定及び次項の規定は令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の静岡市市民文化会館条例（以下「新条例」という。）別表第１及び別表第２の規定は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

３　新条例別表第１及び別表第２の規定に基づく静岡市民文化会館及び静岡市清水文化会館の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

議案第２３５号

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部改正について

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市民文化会館前駐車場条例（平成15年静岡市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

区分	利用料金の限度額
入出場時間内の時間	20分までごとに100円として算出した額
入出場時間以外の時間	1,410円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第２３６号

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第１項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「府省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備運営基準）

第３条　設備運営基準は、府省令に定める基準（府省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２３７号

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の全部改正について

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年静岡市条例第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第３条第１項及び第３項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件（以下「認定要件」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第２号。以下「告示」という。）において使用する用語の例による。

（認定要件）

第３条　認定要件は、次条及び第５条に定めるもののほか、告示に定める基準（告示の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。

（苦情処理）

第４条　認定こども園は、苦情の処理に係る責任者の配置その他の必要な体制を整備することにより、その業務に関する苦情を迅速かつ適切に処理しなければならない。

２　認定こども園は、その業務に関して受けた苦情の内容及びその処理の結果について公表しなければならない。ただし、入園している子ども、その保護者等の正当な利益を害するおそれがあるときは、この限りでない。

（保育機能施設が満たすべき基準）

第５条　認定こども園である保育機能施設及び認定こども園である連携施設を構成する保育機能施設は、この条例に定めるもののほか、保育機能施設の設備及び運営に関して市長が別に定める基準を満たさなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２３８号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準）

第３条　最低基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２３９号

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年静岡市条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準）

第３条　最低基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２４０号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第８号)の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第１項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準）

第３条　最低基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２４１号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の５の４第１項第２号、第21条の５の17第１項各号並びに第21条の５の19第１項及び第２項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「人員等の基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（人員等の基準）

第３条　人員等の基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２４２号

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の12第１項及び第２項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「人員等の基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（人員等の基準）

第３条　人員等の基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２４３号

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「が休日」を「が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改め、同条第２項の表駿府城公園の項中「月曜日」を「火曜日」に、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）」を「休日」に改める。

第23条の３第１項中「に規定」を「の規定」に改める。

別表第１（２）清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表備考５中「第７条第３項に規定する休場日」を「第７条第２項ただし書の規定により休場日を変更した日」に改め、同表（３）清水清見潟公園ア体育館（ア）施設利用の利用料金の限度額の表備考８及び同イ室内プールの利用料金の限度額の表備考９中「第７条第３項」を「第７条第２項ただし書」に改める。

別表第３（２）清水日本平運動公園の球技場ア施設利用の表備考３中「第７条第３項ただし書」を「第７条第２項ただし書」に改め、同表（３）清水桜が丘公園ア庭球場の表備考５中「第７条第３項に規定する」を「第７条第２項ただし書の規定により」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条第２項の表の改正規定（「月曜日」を「火曜日」に改める部分に限る。）は、令和９年４月１日から施行する。

議案第２４４号

損害賠償請求訴訟事件に係る和解について

本市に係る訴訟事件に関し、次のとおり和解をする。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

１　事件の表示

（１）事件名

静岡地方裁判所　令和７年（ワ）第８２９号　損害賠償請求事件

（２）当事者

原告　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊

被告　　静岡市

（３）概要

原告が令和４年１月４日に市道大谷改良区４号線の路肩を自転車で走行中、一部無蓋となっていた水路に転落し、顔面裂創等の怪我及び自転車の損壊等の損害を被ったのは、市道の管理に瑕疵があったからだとして、約１，９７７万円の損害賠償を求めて市を提訴した事件である。

２　和解条項の要旨

（１）被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として、既払金を除き金９００万円の支払義務のあることを認める。

（２）被告は、原告に対し、前号記載の金９００万円を和解成立日から１か月以内に、原告指定の振込先口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

（３）原告は、その余の請求を放棄する。

（４）原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（５）訴訟費用は各自の負担とする。

議案第２４５号

工事請負契約の締結について

令和８年度小中第１９号由比地区小中一貫校南校舎大規模改修・構造保全工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

1	工　事　名	令和８年度小中第１９号 由比地区小中一貫校南校舎大規模改修・構造保全工事
2	工事の概要	構　　造：鉄筋コンクリート造３階建 改修面積：１，７１２．００㎡
3	工 事 場 所	静岡市清水区由比地内
4	契 約 方 法	随意契約
5	契 約 金 額	３２７，８００，０００円
6	受　注　者	静岡市葵区太田町３３番地 平井工業株式会社 代表取締役社長　平井　敏晃

議案第２４６号

市道路線の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第２項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

路　線　名	旧新別	起　　点 終　　点	重要な経過地
八幡本町四丁目有東線	旧	静岡市駿河区八幡四丁目４番９地先 静岡市駿河区有東一丁目131番地先	―――――
	新	静岡市駿河区八幡四丁目16番１地先 静岡市駿河区有東一丁目131番地先	―――――

議案第２４７号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
宮川６号線	静岡市駿河区宮川17番２地内 静岡市駿河区宮川18番５地内	―――――

議案第２４８号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約（平成２０年総行市第１号）の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体に協議する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第４条第４号中「第５号」を「第３号」に、「第７号」を「第５号」に改める。

附　則

この規約は、令和９年６月１日から施行する。

議案第２４９号

地方独立行政法人静岡市立静岡病院第４期中期目標の策定について

地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２５条第１項の規定により、地方独立行政法人静岡市立静岡病院第４期中期目標を別紙のとおり定める。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

地方独立行政法人静岡市立静岡病院第４期中期目標

目　次

前文
第１　中期目標の期間
第２　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
　１　静岡病院が担うべき医療
　（１）高度医療・専門医療等
　（２）救急医療
　（３）感染症医療
　（４）災害時医療
　２　患者の視点に立った信頼される医療の提供
　（１）患者中心の医療の推進
　（２）医療安全対策
　（３）患者サービスの向上
　３　医療従事者の確保と働き方改革
　（１）医療従事者の確保
　（２）医療従事者の働きやすい環境づくり
　４　地域との連携
　（１）地域の医療機関との連携
　（２）市や関係機関等との連携
　（３）市民への情報提供
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項
　１　効率的な業務運営等
　２　教育研修の充実
　３　職員の勤務意欲の向上
　４　事務部門の強化
第４　財務内容の改善に関する事項
　１　経営指標に係る数値目標の設定
　２　収入の確保及び費用の節減
第５　その他業務運営に関する重要事項
　１　法令等の遵守
　２　病院ＤＸの推進
　３　施設・医療機器等の更新

前文

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「静岡病院」という。）は、1869 年の創立以来 150 年余にわたり、地域の基幹病院として、市民の健康と生命を守り続けてきた。2016 年度の法人設立以降は、地方独立行政法人の特性を生かし、自律性及び機動性の高い病院運営を通じて、高度化・多様化する医療需要に的確に対応し、循環器系疾患領域をはじめとする高度・専門医療、救急医療、感染症医療など本市の政策医療の中核を担ってきた。

第３期中期目標の期間（2023 年４月～2027 年３月）においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症への対応、医療人材不足の深刻化、物価高騰等による経営環境の悪化など、病院経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このような状況下で、静岡県をはじめとした全国の都道府県において、国の方針に基づく「新たな地域医療構想」の策定作業が進められており、医療機関の連携強化・再編（役割分担）・集約化等を通じ、すべての人が必要な医療・介護を将来にわたって安心して受けられる医療提供体制の構築に向けた検討が始まっている。

現在、本市は全国と比較して深刻な人口減少に直面している。人口の減少及び人口構造の変化は、長期的には医療需要の変化を引き起こし、また、医療従事者の確保にも影響を与える。

こうした状況の中で、静岡病院には、第５次静岡市総合計画等を踏まえ、また、静岡県地域医療構想等との整合を図りながら、将来を見据えた病院のあり方を整理し、高度急性期医療を担う中核病院としての機能を一層発揮することで、地域医療に貢献していくことが求められる。また、老朽化が進む施設・設備への対応を含め、将来の医療需要や医療提供体制の変化に適応した病院運営に向けた備えを進める必要がある。

病院事業は、「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」という本市が掲げる目指すまちと暮らしの姿の実現に資する重要な公共性の高い事業である。静岡病院には、市の医療政策を支える基幹病院として、地域医療への貢献と経営の安定という両立の難しい課題に引き続き真摯に取り組み、市民に対して安全で質の高い医療を将来にわたり提供していくことを求め、ここに第４期中期目標を定める。

第１　中期目標の期間

2027年４月１日から2031年３月31日までの４年間とする。

第２　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　静岡病院が担うべき医療

医療需要の変化や、地域医療構想をはじめとする国及び県の医療政策の動向を的確に捉え、市の医療政策を支える基幹病院として、また、地域における中核病院として、他の医療機関との連携をさらに深めながら、以下に示す小項目に従って質の高い医療を提供すること。

（１）高度医療・専門医療等

地域における中核病院として、これまでの心臓・血管疾患治療等の実績を踏まえ、引き続き、高度で専門的な医療を提供すること。

また、地域がん診療連携拠点病院として、患者の病態に応じた質の高いがん医療を提供すること。

さらに、今後の医療需要に対応した医療を提供し続けていくこと。

（２）救急医療

救急医療を担う体制を堅持し、救急患者を積極的に受け入れ、本市の救急医療体制における中心的な役割を引き続き担うこと。

（３）感染症医療

本県で唯一の第一種感染症指定医療機関として、一類感染症患者に対する医療を提供できる体制を維持すること。

また、新興感染症等の感染拡大に備え、平時からの機能整備に取り組み、新興感染症等の発生時には、市及び関係機関と連携し、地域の感染症医療提供体制において中心的な役割を果たすこと。

（４）災害時医療

市民の安全・安心を守るため、災害拠点病院として、大規模災害発生時に迅速かつ的確な医療救護活動を実施できるよう、平時から人的・物的資源の確保、マニュアル整備及び訓練等を通じ、災害時の医療提供体制を維持・強化すること。

２　患者の視点に立った信頼される医療の提供

（１）患者中心の医療の推進

患者に信頼される病院として、診療情報を適切に管理するとともに、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供すること。

（２）医療安全対策

患者に対し、安全・安心な医療を提供するため、職員全員が医療安全への意識を高めるとともに、医療事故・院内感染の予防や再発防止に組織的に取り組むこと。

（３）患者サービスの向上

日頃から患者のニーズを意識し、対応策や改善策を迅速かつ的確に講ずることで、患者満足度の向上につなげること。また、職員一人ひとりが患者に寄り添った応対ができるよう、職員の接遇向上に取り組むこと。

３　医療従事者の確保と働き方改革

（１）医療従事者の確保

医療需要に即した医療提供体制を確保するため、教育研修・研究機能の充実や勤務環境の整備等により、知識と専門性を有する医療従事者の確保に計画的に取り組むこと。

（２）医療従事者の働きやすい環境づくり

勤務負担の軽減、業務の効率化及び柔軟な勤務形態の整備等を通じ、医療従事者の健康維持やワーク・ライフ・バランスの確保に取り組むこと。

特に、医師の時間外労働規制については、勤務医の負担軽減に関する計画に基づき確実に対応すること。

４　地域との連携

（１）地域の医療機関との連携

地域医療支援病院として、他の医療機関との適切な役割分担のもと、患者の容態に応じた適切な医療を提供できるよう、引き続き患者の紹介を受け、又は逆紹介を行うなど、医療機関間の連携をさらに深めること。

（２）市や関係機関等との連携

市の医療政策におけるパートナーとして、地域の医療機関や県その他の関係機関と連携・協力し、地域の医療従事者への研修の実施など、安定的な医療提供体制の確保に資する取組を進めること。

（３）市民への情報提供

病院の役割・機能や診療実績等の市民に有用な情報を適時適切に発信し、

市民に分かりやすく届けること。また、医療に関する知識の普及のため、市内の教育機関等と連携し、医療教育をさらに推進していくこと。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

１　効率的な業務運営等

医療環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制を構築すること。また、法人内の人的資源が効率的かつ有効に機能するよう、各部門の自由闊達なコミュニケーションにより組織力を十分に発揮し、業務運営体制の強化を図ること。

職員全員が業務運営に関する意識を高め、組織として業務改善に継続的に取り組むこと。また、部門別の目標による管理や外部評価の活用により業務運営を改善すること。

２　教育研修の充実

職員のスキルアップのため、体系的な部門別研修、テーマ別研修等を充実させること。

３　職員の勤務意欲の向上

働きやすい職場環境を整備し、職員の自己啓発への支援制度や能力・勤務実績が認められる仕組みを整備することで、職員の勤務意欲を向上させ、組織の活性化を促すこと。

４　事務部門の強化

事務職員の計画的な採用とともに、研修や人事管理等の仕組みの推進等を通じて、病院経営及び医療に関する制度等に精通した専門性の高い事務職員を確保し、育成していくこと。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　経営指標に係る数値目標の設定

政策医療等の実施に係る運営費負担金の受け入れの下、経営の健全化に向けた業務改革等を推進すること。

経常収支比率、医業収支比率等の経営指標について、2025年度実績値を上回る数値目標を設定し、早期の経常収支の黒字化に向けて取り組むこと。

２　収入の確保及び費用の節減

収入増加につながる診療体制の確保や効率的な病床利用に取り組むととも

に、診療報酬改定、患者の動向等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、安定的な収入確保につなげること。

また、職員全員がコスト意識を持ち、効率的な業務運営を行うとともに、人件費及び材料費の管理、材料の調達コストの削減等を通じ、費用を節減すること。

第５　その他業務運営に関する重要事項

１　法令等の遵守

医療法等の関係法令を遵守し、行動規範の確立及び実践により、適正な業務運営を行うこと。また、個人情報保護、情報公開、労務管理及び施設管理等に関して、法令や国のガイドラインに基づき、適切に対応すること。

２　病院ＤＸの推進

科学技術の進展により、医療分野においても、業務運営効率化や患者サービスの向上に資する技術の創出・実装が進んでいる。

デジタル化への対応については、医療の質の向上、働き方改革の推進等を見据え、各種技術を積極的に活用していくこと。

３　施設・医療機器等の更新

今後の医療需要の変化や地域の実情、医療技術の進展及び質の高い医療の提供と安定的な病院経営の両立という視点を踏まえながら、費用対効果等を検証した上で、長期的な視点に立ち、病院施設・設備の更新・整備を計画的に実施すること。

特に、老朽化が進む施設については、市が定める静岡病院が将来にわたり担うべき役割・機能を見据え、市と十分に連携し、病院の再整備の準備を進めること。

議案第２５０号

当せん金付証票の発売について

令和９年度における当せん金付証票を下記の範囲内において発売する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

記

令和９年度当せん金付証票発売の限度額は、６，３００，０００千円とする。